

周防大島町告示第89号

平成21年第5回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成21年11月20日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成21年11月27日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

杉山 藤雄君

神岡 光人君

新山 玄雄君

平野 和生君

魚原 満晴君

今元 直寛君

広田 清晴君

尾元 武君

中村 美子君

中本 博明君

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

松井 岑雄君

安本 貞敏君

久保 雅己君

荒川 政義君

応招しなかった議員

布村 和男君

小田 貞利君

平成21年 第5回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成21年11月27日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成21年11月27日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事」)
- 日程第5 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事」)
- 日程第5 議案第1号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負変更契約の締結について

出席議員(17名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 3番 神岡 光人君 | 4番 新山 玄雄君 |

5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
16番 安本 貞敏君	17番 久保 雅己君
20番 荒川 政義君	

欠席議員（2名）

18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
------------	------------

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	平田 武君	総務部長	中野 守雄君
産業建設部長	平田 好男君	健康福祉部長	田村 敏範君
環境生活部長	松井 秀文君	久賀総合支所長	山本 定雪君
大島総合支所長	嶋元 則昭君	東和総合支所長	松岡 千春君
橘総合支所長	椎木 千明君		
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君

午前9時27分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。

ただいまから平成21年第5回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

布村和男議員、小田貞利議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は会議規則第120条の規定により1番、田中隆太郎議員、2番、杉山藤雄議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3．議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 皆さん、おはようございます。平成21年の第5回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙のところ御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事において、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分により締結をいたしましたので、御報告するものであります。

議案第1号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国の人事院勧告を受けて給料表の改定、期末勤勉手当の減額等、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。12月期末勤勉手当支給基準である12月1日までに所要の条例改正をするため、本議会臨時会に提案をしたものであります。

議案第2号は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正についてであります。

議案第1号と同様、国の人事院勧告を受けて、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する

る条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第3号は、平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負変更契約の締結についてであります。

本工事につきましては、神田建設・白木産業特定共同企業体と契約をいたしておりますが、太陽光発電装置等の追加工事のため原契約を増額し工事請負変更契約を締結するため、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、議案の概要につきましてただ今御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、関係参与が御説明を申し上げますので何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いをいたします。

終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第4．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 報告第1号は、専決処分の報告であります。

平成20年度周防大島町立東和中学校建設機械設備工事につきましては、今年6月に株式会社大島電気と請負契約を締結し、来年の2月26日を工期として工事を進めております。

このたび床下設備配管用ピットへ雨水等がたまった場合に、水中ポンプで自動的にくみ出す構造への変更と理科室の生徒用実験台の仕様変更による給排水の配管工事変更に伴い、請負代金を増額することが必要となりました。

ついては、原契約5,113万5,000円に77万1,750円を増額した5,190万6,750円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第5．議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

について、補足説明を申し上げます。

人事院は、去る8月11日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与に関する改定について勧告を行いました。政府はこれを受け、我が国の財政事情がますます深刻化しているもとで、総人件費改革が求められていることなどを考慮し、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立を図るとともに総人件費を削減する必要のため、勧告どおり改定することを閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等を国会に提出いたしました。

本年は厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受け、国家公務と民間の給与と比較において、給料、期末勤勉手当のいずれも公務が民間を上回っていることが明らかになったため、給料について平均0.2%の俸級表の引き下げを行うとともに、期末勤勉手当についても一般職職員は年間で0.35月分、特別職、議員は0.25月分を引き下げることであります。

また、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえて、超過勤務手当、本町は時間外勤務手当としてありますが、その手当の支給割合等の改定を行うこととしてあります。

本町におきましても、国の人事院勧告に準じて所要の条例改正を行うものであります。

それでは、改正の要点を逐条によって御説明申し上げます。

第1条及び第2条の「周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」でございますが、まず第1条は、給与条例第17条第2項に規定の12月に支給される期末手当の支給割合を「100分の10」引き下げ、現行の「100分の160」から「100分の150」に改正するものであります。

また、第18条第2項中の勤勉手当の支給割合を「100分の5」引き下げ、現行の「100分の75」から「100分の70」に改正するものであり、給料についても別表のとおり行政職、医療職及び技能職について、それぞれ引き下げる改正を行うものでございます。

第2条は、労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務の支給割合を「100分の125」から「100分の150」に引き上げ、給与条例第17条第2項に規定の6月に支給する期末手当の割合を「100分の15」引き下げ、現行の「100分の140」から「100分の125」に改正するものであります。

第3条は、第2条の時間外勤務に関連しますが、特に長い時間外勤務を抑制し、こうした勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため「100分の150」に引き上げられた支給割合と本来の支給割合（100分の125）との差額分（100分の25）の支給にかえて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または時間、いわゆる代替休でございますが、これを指定するものです。

第4条は、平成18年度の「号給の切りかえに伴う経過措置額」の算定基準となる額についても引き下げ改定が行われる職員を対象に、調整率を踏まえた率を乗じて得た額を引き下げるとい

うものでございます。

この改正で、今回の12月期及び6月期の期末手当と勤勉手当を合計した年間の支給割合は、現行の「100分の450」から「100分の35」を引き下げて「100分の415」となります。

第5条及び第6条の「周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部改正は、改正条例案第1条及び第2条の「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、第4条に規定する12月期末手当支給割合を「100分の10」引き下げ、現行の「100分の175」から「100分の165」に、同様に第4条に規定する6月期末手当支給割合を「100分の15」引き下げ、現行の「100分の160」から「100分の145」に改正するものであります。

第7条及び第8条の「周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例」の一部改正も、改正条例案第1条及び第2条の「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、第5条に規定する12月期末手当支給割合を「100分の10」引き下げ、現行の「100分の175」から「100分の165」に、同様に第5条に規定する6月期末手当支給割合を「100分の15」引き下げ、現行の「100分の160」から「100分の145」に改正するものであります。

なお、今回の改正による影響額は、約2,600万円の減額となる見込みであります。内訳でございますが、特別職3人、議員20人、職員309人でございます。

また、今回の改正に伴う予算の補正、減額であります。12月議会において上程したいと考えております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） それぞれ総額を積み上げて今補足説明で大体2,600万円という報告がされました。それで、人事院勧告の実施をそのまま受けるということですが、1970年代なら人事院勧告完全実施をという時代がありました。それは民間との格差が基準でありました。民間に対して公務員が低いと、だから人事院勧告を完全実施しなさいと、そういう流れでありました。今逆に民間との格差を言われました。それで、実際的に今の経済状況をどう見るかという点で聞いておきたいというふうに思います。今回の実施が経済にやっぱりかなりの影響を与えるのではないかとこのように考えておりますが、この点でどのように考えているのかという点です。今まさにデフレの悪循環、いわゆるデフレスパイラルという時代に、そうやって公務員給与を引き下げることが経済に与える影響についてはどういうふうに考えているのかという点が1点であります。

それとあわせて、実際的に先ほど対象人員が309人ということが報告されました。その報告に基づいて質疑をしますが、周防大島町のそれぞれ行政職給料表とそして医療職給料表、そして技能職給料表、3つの今回改定案がありますから、それぞれで等級における人員と実際的な報告をお願いしたいと、増額分、まあ減額部分についてお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） お答えいたします。

まず、今回の実施が経済に与えるどのような影響があるかということで、これは国レベルなのか町レベルなのかちょっとわかりませんが、おっしゃられるとおり以前の人事院勧告は民間が給与が上がるんで、それに基づいて、労働権がないので、公務員は人事院勧告で給与が上がっていたと。しかし、最近になって景気が大変悪い、民間が悪いということで、逆に減額の人事院勧告が出ていると。その実施が経済にどのように影響を与えるかということ、これは国の大きな問題でありますし、周防大島町にとってじゃあどれだけになるかというのは、なかなかここで語りにくい問題であるとは思いますが、実施について経済に直接、このような大変厳しい経済状況でございますので、いわゆる職員の給与、人勧どおりにやって、じゃあそれを経済的に大きな影響があるかというのは、私はちょっとそこまではないんじゃないかなという感想を持っております。

それと、先ほど行政職、医療職、技能職ということがございましたが、先ほどこの一般職のこの給与改定につきましては309人と申し上げました。実際、現在315人職員がおりますが、そのうち2人は県職労に行ったり公営企業局の看護師等で2名減、それと4名、これから議案第2号で出ます渡船職員等、これは技能職とは別ですけども、渡船職員4名おりますので、全部で315人から6名引きました309名ということで人数を言っております。

今回それぞれどのぐらいの金額かといいますと、一般職でいわゆる渡船職員を除いた影響額は2,530万円でございます。

それと、4名の渡船職員につきましては後ほど出ますけれど、この4名で25万円の影響額が出ております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 医療職、それから行一、それから技能職という給料表の関係なんですけども、それぞれにはちょっと出しておりません。等級別の人数というのはまた別に資料が必要であれば提供はできますけど、一応トータルでの、全体でのコンピューターの計算ということしかしておりませんので申しわけありません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に今2,600万円がどういう影響が出るかとか、給料改定によってどのくらい落ちるのかと。行政職給料表、技能職及び医療職関係についてもそれぞれの等級における人数については別の資料ということではありますが、実際的にコンピューターではじくときには、人数等がそれぞれ等級ごとに出されているのではないかというふうに思いますが、それはないということですよ。例えば、医療職に従事する部分も実際的な影響とか、超過勤務手当に対する例えば違いとか、それぞれ出ちよると思うんです。それで、実態として今回把握すべきことは、残業時間についてどういうふうに、例えば医療職現場であったら残業時間はどのくらいの水準で推移して影響額があるんだということ、ある程度把握しちよかんといけんのではないか。一般行政職のほうはそれほど残業額がふえないということはありませんが、実態として医療職のほうは残業がふえとる状況があったら、これは病院状況等についても実際的には必要分が出てくるんじゃないかというふうに思います。それぞれ医療職、技能職、それぞれ今残業実態を含めて、今回変更がありますから、それぞれが答弁していただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 医療職の関係なんですけども、医療職をうちの給料表でやってるのは一応2名です。今の質問は公営企業局のほうではないかと思われましたが。今回の条例改正とは直接関係ありません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 全体として、私はこれが定着していく、例えば等級表も下がっていく、そして期末勤勉手当も下がっていくということになれば、やっぱりこの過疎の中の周防大島町のいわゆる購買力の原則から言えば、ますます物が買いにくくなる、買い控えが起こる。そういう今盛んに国が言いよるようなデフレの悪循環ということにつながっていくんじゃないかと、これが今年度の実際的な人勤実施の特徴ではないかというふうに考えております。確かに、特別職についてはそれなりに引き下げについては仕方がない面があるかもわかりません。しかし、それだって一般職と比べて水準的にはそんなに高いものではないという点だけは明らかにしちよきたいというふうに思います。今回、公営企業局会計には触れてないということではありますが、実際的にはかなりどの分野も下がっておるんじゃないかと、部分的にはです、そういう状況をいつまでも続けるのかという点はやっぱり指摘しちよかんにゃいけんと思います。

また、町長自身がどう考えるかという点で聞いておきたいんですが、実際的にこういう経済状況の中で切り下げていく、そうするとき、実際的にはそれがずっと続いていくとなると、大変な状況になるんじゃないかというふうに思いますが、町長の認識だけ聞いてちよきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの総務部長の答弁にもありましたが、こういう経済情勢の中で給与、手当等が減額されるということについて、経済にどのような影響があるんだろうかということでございます。当然幾ばくかの経済の影響というのは、買い控え等が起こる可能性は否めないと思っております。しかしながら、この人事院勧告っていうのは、経済に与える影響もさることながら、やはり官と民との給与格差というものを前提に勧告が行われているということも大きな側面でございます、当然今の周防大島町における官と民との格差っていうのも非常に大きくなっておるんじゃないかというふうに思っております。1次産業、2次産業、3次産業を通じて非常に厳しい状況の中で、公務員の給与、手当だけがそのままということは当然据え置くわけにはいかないというふうなことからして、確かに経済の面との整合性は若干あるかと思いますが、しかしながら、やはりこの人事院勧告の趣旨っていうのは、やはり官と民の格差をぜひとも縮めるということが大きな勧告の趣旨であろうと思ひまして、そのことにつきましては当然尊重しなければならぬというふうに思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。今元議員。

議員（7番 今元 直寛君） 広田議員の関連のようになりますけれども、いわゆるデフレスパイラルそのものにはもう入らざるを得ないというか、入っているのが現状だと思うんです。それで、この町内におけるその影響力はどのくらいあるかということは、それは先ほど答弁ございましたけれども、数字であらわすということは非常に難しい問題だと思います。ただし、私が一番心配するのは、これを減額したっていうことで、職員の皆さんの要するにやる気の問題、いわゆる人事院勧告が出たからしょうがないんだということで、やる気の問題をそぐようなことであるならば、私はやる必要はないんじゃないかと。むしろ周防大島町においたらこれを下げずに、例えば各職員の皆さんが現場に出て、町民の皆さんの意見を吸い上げる、いわゆるボランティア的なもの、そういったものやっていく、そういう施策はないものかと。ただ、今下げることであれば、ただ右へ做えということで終わってしまうんじゃないかというふうに思いますんですが、その辺は、そういう施策はございませんでしょうか、その辺を一つお答えいただきたいと思ひます。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） このたびの人事院勧告、減額でございますけど、職員組合のほうにも今月入りまして、まあこちらのほうから要請したわけですが、今回の人事院勧告の御説明を申し上げました。基本的には、減額でございますのでいろいろあるかと思ひますが、基本的には御理解いただいております。

それと、職員、やる気とか言われますが、やはりこういう経済状況でございますので、やはり職員間もこの人事院勧告に対しては理解を得ていただけてるんじゃないかと思っております。給

料が減って、やる気という話でございますが、そういうことにかかわらず、やはり職員は町民のために一生懸命仕事をしていただきたいと思います。思っております。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場から討論したいというふうに思います。

と言いますのが、御承知のように先ほども質疑の中で明らかにしましたが、かつては人事院勧告完全実施というのが1970年代以降行われました。それは、実際的には民間と公務員との格差があるんだと。だから民間に近づけようという形で、一定の役割を果たしました。それは、基本的な労働基本権の一部がない中でそういう流れでありました。

そして、今一方的に人事院勧告が引き下げ勧告の時期に来ました。そういうときにどうとらえるか、例えば人勧が決めたんだからもうしょうがないというんで、果たしていいのかどうなのかという、私は曲がり角に来ちよるんが今の人勧の勧告であり、実際的な労働基本権、この確立の課題だというふうに大枠としては考えております。しかし、今回の勧告を見ると、先ほど補足説明の中で公務員倫理、民間と公務員のいわゆる格差に触れました、補足説明の中で、常々私が言っているのは、それじゃあ公務員はどこに挙げて賃金アップを求めるかといえば、地方公務員の場合、実際的には地方公務員というのは当然働く者の立場の主張があるし、またもう一方で、その地域の皆さん方の御理解を得るということ、私は2つの立場が公務員倫理の指す言葉というふうに考えております。

そういう形の中から言えば、もっともっと、現場でいえば交渉ですよ、執行部と労働組合との協議をきっちりやる。おおむね了解をされたという言葉がありました。果たしてそうだろうかという危惧をしております。実際的に今回なべて2,600万円という減額ということが今回の提案の中身であります。これが単純に2,600万円以外に、より購買力の低下を起こすこととあわせて、購買力、いわゆる買い控えと、これが一般的に言われる、国が言うデフレの悪循環なんですよ。そういうことの議案に対して、私は今回どうしても同意することはできないということは明らかにしておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。これより起立による採決を行います。議案第1号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6・議案第2号

議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第2号周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。

本議案も議案第1号で御説明したとおり人事院勧告に伴う改正であり、改正内容も一般職の職員と同様でございます。

なお、今回の改正による影響額は約25万円の減額となる見込みであります。内訳は、職員4人でございます。

今回の改正に伴う予算の補正（減額）でございますが、12月議会において上程したいと考えております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今補足説明で4人と、対象職員が4人ということですが、これについても等級表で職員数を何等級何人という格好で報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 先ほどの一般職と同様、資料でまた御提示したいと思えます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 当然資料提出は求めておきたいというふうに思いますが、これが12月議会で実際的にはこの結果補正も生まれるし、減額補正になるかもわかりませんが、用途もやっぱり明らかに求めていくと思えますが、補正の議論で。実際的には今回の改定が来年度予算編成の給与部分の基本になるんじゃないかというふうに私自身はとらえております。そういう

形になれば、当然こういう大きな改定のときには少なくとも、ぜひ今後はその資料を事前に、私は大体いつも一緒の角度から質疑をしようと思います。ぜひ答弁のときにそれを用いていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第3号

議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第3号平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第3号平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負変更契約について補足説明を申し上げます。

本案は、ことし6月に神田建設・白木産業特定共同企業体と請負契約を締結をした平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負代金を増額する請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

変更工事の主な内容につきましては、文部科学省が提唱しているスクール・ニューディール構想の一環である太陽光発電装置を新たに追加するほか、掘削土の処分増や理科室の生徒用実験台を仕様変更することによる工事変更に伴い、請負代金を増額することが必要となりました。

ついては、原契約の請負代金3億8,629万5,000円を、2,239万200円増額した4億868万5,200円とする請負変更契約を締結しようとするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 今補足説明を聞く中で、今回の変更の内訳が、一つは太陽光、一つは掘削、そして理科室等の変更の取り扱いというのが今回の請負契約の変更ということで報告されました。それぞれ当然金額が出とると思いますので、その報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 総額で御説明しましたとおり2,239万円ということでございまして、内訳の細かいものについては今手持ちの資料がございません。ただし、太陽光発電等につきましては、おおよそ3,100万円ばかりかかるという数字的なものは把握しております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） まあ、御承知のように予算の範囲内での執行ということが大原則でありますから、実際的には20年度のこの契約の範囲内で減額部分もあろうし、増額部分もあろうということではありますが、今持ち合わせがないということなんで質疑はしませんが、ぜひ今回の中身の変更が3点言われて、それぞれ3点ごとで、今次長が答弁された太陽光関係が3,100万円ということになれば、そのほかの部分もあろうと。しかし、補正予算上はその金額の範囲内ということだと思いますが、議会議員からすればぜひ今回の請負変更については、それぞれこの総額を言って、それで内訳についてもそれぞれ答弁を求めたいし、椎木町長、やっぱり議会が議論する場合に慎重審議というて言われますが、慎重審議のしようがないわけで、やっぱりそれなりの当初計画と一定の中身については答弁すべきじゃないかというふうに思いますので、それを求めておきたいというふうに思います。今は、まあ要望というより、ぜひ今後ともそういう提起を聞き直してくださいということなんです。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） せっかく太陽光発電をおやりになるということでございまして、今事業見直しを大変好きな民主党の方がいらっちゃって、現実問題非常に事業見直し見直し、廃止とかって、どんどん毎日のように報道されているわけでございますけども、よもや25%のCO₂の削減をするといった鳩山総理から太陽光発電についてこの事業を見直すということはございませんか、教育次長。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 今月に入りまして、国のほうでは仕分け作業というのが進んでおりまして、たしか一昨日、太陽光発電等々の関係について仕分け作業のテーブルに上がったようでございます。その中で、太陽光発電は見直しということで、22年度以降の予算についてはどうなるかまだ不確定要素がありますけども、わからないということで、私どもは今回の仕分け作業の結果を見まして、ああことし手を挙げとってよかったなという感覚を持っておりまして、次年

度以降は全くわかりません。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） ありがとうございます。非常に難しいなと思っているのはその辺なんですよ、事業見直しをされて、国の方針がそうでないからこの部分は切って捨てるという考え方が、事業をするに当たってもなかなか計画を立てにくいというのがございます。したがって、なぜこんなことをやかましく言いたいかと申しますと、現況太陽光発電を各家庭で今1キロワット100万円ぐらいでやってるんですよ、約七、八千円ぐらいの収益性が上がっているんです。太陽は照らなくても赤外線が出る太陽光だけで今発電する装置になっていますので、曇ってても発電すると。収益が上がるっていうのは各家庭で今現況、現実にわかって今28円でキロワット売ってますけど、売電を、そうすると周防大島町において、たった一つだけ何もしなくてももうかるのはこの事業なんですよ。これを捨てたくないというのが僕の考えなんですけど、周防大島町で収益性が上がる一つの方向性っていうのはとても大事なことだと思って恐らく東和中学校につけるってなると、100キロワットぐらいのものじゃないかと思しますので、年間80万円からそこらの収益があがるんじゃないかなと考えてます。ぜひこの事業を捨てないでやってほしいなと思っているのが事実なんですよ。

だから、先見性というのは今時点じゃなくて、あきらめないで今の時点でいただくものをいただいて事業をやると、しかも収益が上がるというのを曲げないで突っ張ってほしいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 今東和中学校で100キロという話がございましたが、今回東和中学校の太陽光発電は19キロワットでございます。この9月の補正予算でほかの中学校、大島中学校、久賀中学校、安下庄中学校、この3つの学校にもつけるということで、中学校の関係には4校の太陽光発電という設置をしていくという予定になっております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号平成20年度周防大島町立東和中学校建設建築工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成21年第5回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 田中隆太郎

署名議員 杉山 藤雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員